しょう しゃこ み ゅ に ゖ ー し ょ んじょうれいおよ しゅ わ げん ご じょうれい 障 がい者コミュニケーション条 例及び手話言語 条 例について

1 条 例の検討について

平成28年1月から平成30年3月までの間に「手話・障がい者コミュニケーション検討委員会」を合計9回開催し、条例に盛り込むべき内容等について意見交換等しながら、条例の制定について検討しました。

2 障がい者コミュニケーション条例の概要について

条 例は、平成29年10月4日の市議会本会議において可決成立し、同日

(1) 条 例の名 称

れ幌市 障 がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進にから、 しょう しょう しゃこ みゅに ゖーしょんじょうれい りゃくしょう しょう しゃこ みゅに ゖーしょんじょうれい 関する 条 例(略 称:障がい者コミュニケーション条 例)

じょうれい もくてき (2) 条 例の目的

障がい者がそれぞれの障がいの特性に応じた手段により情報を取得し、及びコミュニケーションをしやすい環境の整備に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進し、もって共生社会を実現すること。

(3) 施行日

へいせい ねん がつ1にち きん 平成29年12月1日(金)

さっぽろししゅわげんごじょうれい がいよう
3 札幌市手話言語条例の概要について

条例は、平成30年3月6日の市議会本会議において可決成立し、同日公* 施行されました。

- (1) 条 例 の 名 称

 to ぽろししゅわげんごじょうれい
 札幌市手話言語条 例
- じょうれい もくてき (2) 条 例の目的

手話が言語であることに対する市民の理解の促進に関し、基本理念を きだめるとともに、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにし、 もって手話が言語であるとの認識を普及すること。

(3) 施行日 (3) 施行日 (4) (4) (4) (5) (6) (7)